



くらしのフレッシュ便

広島県生活センター

相談ファイル

—ツアーのキャンセル料は？—

《相談内容》

バスツアーのチラシを見てA社に電話をしたら、ツアーが催行されるかどうか未定だと言われたので、一応予約した上で、催行が確実なB社のツアーにも申し込んでおいた。

数日後、A社から「ツアーが成立したので申込書を送付する。申込金を払って欲しい。」と通知が届いたが、その時にはすでにB社に決めていたので「キャンセルしたい。」と連絡したら、キャンセル料5千円を請求された。

《アドバイス》

一般的に「契約」は両者の意思が一致した時点で口頭によっても成立しますが、旅行契約に関しては標準旅行業約款が定められ、申込書と申込金を旅行業者が受け取った時に契約が成立するとされています。電話で予約しても、申込みの翌日から3日以内に申込書と申込金を提出しない場合は、予約はなかったものとして扱われますので、この期間に入金していなければキャンセル料を支払う必要はありません。

しかし、旅行会社との契約を結んだ後は、特別の場合を除き、出発までの期間によってキャンセル料がかかることとなりますので注意が必要です。



情報ファイル

—てんぷら油の廃油凝固剤による火災に注意—

てんぷら油の廃油の処理では、凝固剤を入れて固める方法が簡単にゴミとして捨てられるので、多くの消費者に利用されています。廃油凝固剤を使用する場合は、てんぷら油がまだ熱いうち(80℃以上)に使用しないと油に混ざりにくいため、時間がたつて冷えてしまった油に使用する時に、再加熱していることを忘れて出火させてしまうケースがみられます。

廃油凝固剤を入れると、入れていない油に比べて、発火温度が30～50℃も低くなるというテスト結果も出ています。

廃油凝固剤を使うときには、次の点に注意しましょう。

- 凝固剤は、揚げ物をした後の油がまだ熱いうちに入れます。その際には、火が消えていることを必ず確認してください。凝固剤が油に溶けるまでよくかき混ぜ、火が消えていることを再確認し、1時間以上放置してください。(室温や油の温度、量等によって固まる時間は異なります。)
- やむを得ず、凝固剤を使用するために油を再加熱するときは、その場を離れず、かき混ぜながら加熱し、凝固剤が十分に溶けたら火を消したことを確認し、固まるまで放置してください。



お 知 ら せ

5月は「消費者月間」です

今年のテーマは「安全・安心に暮らせる社会をめざして」です。月間中は、消費生活に関する講演会などが各地で開催されます。この機会をぜひご利用ください。

消費者月間講演会スケジュール

日 時	場 所	テ ー マ	対象者	講 師
5月 8日(水) 14:00～15:30	広島市 広島県生活センター	ネット社会の光と影 ～ネチケットのすすめ～	一般	広島大学教授 成定 薫
5月 11日(土) 19:30～21:00	府中市 広谷公民館	ペイオフと安全な資産運用	一般	金融広報アドバイザー 杉本栄三
5月 17日(金) 13:00～14:30	因島市 芸予文化情報センター	安全・安心に暮らせる社会を めざして	一般	日本チェーンストア協会 應本博文
5月 17日(金) 13:30～15:00	東広島市 中央公民館	ペイオフに備え、安心に暮ら すためのマネー知識	一般	ファイナンシャルプランナー 梶本利恵
5月 20日(月) 13:30～15:00	三原市 中央公民館	寸劇 悪質な訪問販売にご用心！	一般	消費生活コンサルタント 馬場せつ子 センター職員
5月 26日(日) 11:00～12:30	庄原市 総合体育館	悪質商法にご用心！	一般	消費生活専門相談員 小川喜久子
5月 28日(火) 13:00～14:30	呉市 つばき会館	どうなる？あなたの「お金」「保 険」～ペイオフ徹底研究～	一般	ファイナンシャルプランナー 高橋佳良子
5月 29日(水) 13:30～15:00	三次市 みよしまちづくりセンター	安全な食卓 ～スーパーマーケット編～	一般	日本チェーンストア協会 新屋隆司
5月 29日(水) 13:00～14:30	廿日市市 廿日市市役所	安全な食生活を守る知恵	一般	比治山大学教授 成瀬英壽
5月 30日(木) 13:30～15:00	竹原市 勤労青少年ホーム	ペイオフで変わるくらし	一般	金融広報アドバイザー 中原律子
5月 30日(木) 14:00～15:30	尾道市 総合福祉センター	ペイオフと保険の見直し	一般	ファイナンシャルプランナー 渡邊浩幸
5月 30日(木) 14:00～15:30	大竹市 総合市民会館	考えようみんなが結ぶ契約 ～最近の悪質商法相談事例から～	一般	消費生活アドバイザー 大牟田絢子

生活情報サロン5月展示

<消費者月間企画展示>

みんなが使いやすい商品を考える ～ユニバーサルデザインってなあに？～

障害のある人、高齢者、そして健常者の誰にとっても使いやすい商品とはどんなものでしょうか？
素材や構造に配慮されたユニバーサルデザインの商品（共用品）とパネルを展示します。手にとってご覧ください。

消費者啓発講座

日 時	場 所	テ ー マ	対象者	講 師
5月2日(木) 10:30~11:30	吉舎町 吉舎町役場	悪質商法について	民生児童 委員等	センター職員
5月10日(金) 10:30~12:00	沼隈町 福社会館	消費者相談の現状と課題	民生児童 委員等	センター職員
5月15日(水) 13:30~15:00	熊野町 西公民館	ペイオフで家計がかわる	一般	金融広報アドバイザー 国政義江
5月23日(木) 14:00~15:30	双三郡三和町 三和町役場	悪質商法への対処法	民生児童 委員等	センター職員
5月26日(日) 10:00~12:00	新市町 中央公民館	ペイオフとくらしの変化	女性会	金融広報アドバイザー 太田和子
5月29日(水) 9:00~10:30	大朝町 文化センター	寸劇 悪質な訪問販売にご用心!	高齢者	消費生活専門相談員 佐々木雪子 センター職員
5月30日(木) 13:00~15:00	広島市 消防学校	若者と消費者トラブル	新任 消防士	センター職員
5月30日(木) 15:00~16:00	千代田町 千代田町役場	悪質商法への対処法	生活 支援員	元県立生活センター消費生活 相談員 立花清治
5月31日(金) 14:00~15:00	尾道市 総合福祉センター	悪質商法への対処法	市民団 体代表	消費生活アドバイザー 城戸守固

広島県ホームページ

消費生活に関する相談事例や解決策、消費生活上の豆知識などをわかりやすく説明しています。

<http://www.pref.hiroshima.jp/kenmin/seibun/info/top.htm>

— 消費生活に関するご相談・お問い合わせは —

呉地域県民相談室	呉市西中央1-3-25 広島県呉地域事務所	TEL 0823-22-5400
芸北地域県民相談室	広島市安佐北区可部4-12-1 芸北地域事務所	TEL 082-814-3181
東広島地域県民相談室	東広島市西条昭和町13-10 東広島地域事務所	TEL 0824-22-6911
尾三地域県民相談室	尾道市古浜町26-12 尾三地域事務所	TEL 0848-25-2011
福山地域県民相談室	福山市三吉町1-1-1 福山地域事務所	TEL 084-931-5522
備北地域県民相談室	三次市十日市東4-6-1 備北地域事務所	TEL 0824-62-5522
広島県環境生活部管理総室消費生活室(広島県生活センター)		TEL 082-240-5522
〒730-0036 広島市中区袋町3-17シンヨービル6階		
相談時間(月~金) 9:00~16:00(12:00~13:00は休み)		